

今年度は11月に開催した林業の作業現場の体験勉強会に引き続き、2月に林業事業体の方を対象とした福祉施設での作業状況の見学を行いましたので、その様子をご紹介します。

発行 令和3年2月25日
盛岡広域振興局林務部

福祉施設の作業状況を見学しました

令和3年2月4日(木)、林業事業体を中心とした参加者13名で、社会福祉法人みやま会「1」の利用者が作業している、柳川採種研究会での作業の様子を見学しました。

当日の作業は、じゃがいもの種芋の袋詰め作業です。常時9～11名の方が作業にあたられているとのことで、次のような流れで作業が行われていました。

- ① 段ボールに入った種芋を作業台に投入
- ② 約1kgになるように目勘定で種芋を袋詰め
- ③ 袋の計量・調整
- ④ 袋の封栓
- ⑤ 段ボール箱の組み立て
- ⑥ 箱詰め
- ⑦ 箱封

作業の内容によっては、必ず指導員が実施するものもありますが、利用者の方は、それぞれ与えられた役割を自分のペースで黙々とこなしていました。

みやま会の利用者による柳川採種研究会での作業は、ほぼ年間通して行われており、作業が定着しているとのことでした。

見学した参加者の皆さんも、真面目な作業の様子に関心していたようでした。

今回、視察を受け入れてくださったみやま会様、柳川採種研究会様、ありがとうございます。

見学の後に意見交換を行いました

意見交換では、林業事業体の方から、「植林作業のほかにも、薪割り作業や苗木づくり、平坦地での地拵えの作業などでもできるのではないか」といった意見が出され、林業の作業の中で、手作業によらなければならない作業を細分化することで、障がい者等にも依頼できる作業がありそうなことを確認することができました。

また、作業の依頼でなくても、福祉施設への木工材料等の供給の面で、林業事業体と福祉施設とのつながりができれば、今後の林福連携への結びつきが期待されます。



種芋袋詰め作業の様子



参加者による意見交換

福祉の窓

林業の皆様には福祉の制度や取り組みをお伝えするコーナー。

「障害者差別解消法」※1により障がいのある方への「合理的配慮」が求められています。この法律では、正当な理由なく、障がいのある人に対する差別が禁止されています。

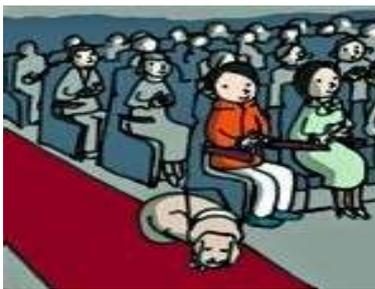
合理的配慮とは？

※1 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

障がいのある人から、何らかの助けを必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の具体例

障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。



障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。

自分で書くのが難しいので代わりに書いてほしいと伝えられた時にその人の意思を十分確認しながら代わりに書く。



意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



障害者差別解消法についての詳細は「内閣府 障害者差別」ホームページをご覧ください。

【問合せ先】盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課
電話：019-629-6576 Fax：019-629-6579